

鉄筋継手部検査技術者技量検定実施細則

平成 20 年 4 月 18 日 制定

平成 21 年 2 月 23 日 改正

平成 21 年 8 月 27 日 改正

平成 21 年 11 月 17 日 改正

1. 目的

本実施細則は、社団法人日本鉄筋継手協会（以下、「協会」という。）が定める「鉄筋継手部検査技術者技量検定規定」（以下、「規定」という）の運用にあたり、規定附則 2. により必要な事項を定めたもので、鉄筋継手部検査技術者技量検定試験（以下、「検定試験」という）の実施、受験手続き、合否判定結果の通知及び適格性証明書の取扱いについて定めることを目的とする。

2. 適用範囲

本実施細則は、検定試験の実施、受験手続き、合否判定結果の通知及び適格性証明書の取扱いに適用する。

3. 検定試験の種類

検定試験は、定時試験と随時試験によって実施する。

(1) 定時試験

鉄筋継手部検査技術者技量検定委員会（以下、「検定委員会」という）が実施場所、実施時期等の年度計画を策定し、要員認証管理委員会（以下、「管理委員会」という）の承認を経て、協会会誌及び協会ホームページにて公表する。

(2) 随時試験

検定委員会は、協会会員又は国及び地方公共団体の公的機関等から検定試験の開催要請があった場合、その要請内容を検討し、管理委員会へ具申・承認を経て実施する。

4. 検定試験の定員

検定委員会は、検定試験の都度、実施場所の規模等を勘案して、検定試験の受験者数を決定する。

5. 受験申請の手続き

5.1 受験申請書類

受験者は、受験申請に際して、受験種別に応じて表 1 に示す受験申請書類を過不足無く準備し、検定委員会に提出しなければならない。

表 1 受験種類及び受験種別による受験申請提出書類

試験種別 ・種類 書類	新規		更新		追試験
	3種以外	3種	3種以外	3種	全種別
1)	○	○	○	○	○
2)	○	○			
3)			○	○	
4)		○		○	

- 1) 鉄筋継手部検査技術者技量検定試験受験申請書【様式1】
- 2) 本人確認書類（住民票、運転免許証の写し、パスポートの写しのいずれか）
- 3) 鉄筋継手部検査技術者又は鉄筋ガス圧接部超音波探傷検査技術者適格性証明書の写し
- 4) (社)日本非破壊検査協会の超音波探傷技術者資格証明書の写し

5.2 受験申請書等の提出

受験者は、必要な受験申請書類を過不足無く準備し、「5.3 受験申請の受付」期間内に、次の「受験申請書類の提出先」へ送付又は持込む。

＜受験申請書類の提出先＞

〒102-0093

東京都千代田区平河町 1-3-14 安井平河町ビル 2F

社団法人 日本鉄筋継手協会 受験申請係 宛

5.3 受験申請の受付

- (1) 受験申請の受付は、検定試験実施日の2ヶ月前から、検定試験実施日の1ヶ月前までとする。
- (2) 本実施細則に定める「4. 検定試験の定員」に達した場合は、その時点をもって受験申請の受付を締め切ることがある。

5.4 受験申請の受付完了

検定委員会の管理のもと協会事務局は、受験申請に必要な提出書類に過不足が無いことを確認し、協会受付印の押印をもって受付を完了とする。

5.5 受験申請の取消し

受験申請の取消しは、検定試験実施日の2週間前までに、所定の手続きを行った場合に限り認める。

6. 受験者に送付する書類

原則として検定試験実施日の1週間前迄に、検定試験に必要な次の書類を受験者に送付する。

- (1) 受験票
- (2) 検定試験実施計画書
- (3) 検定試験会場の案内
- (4) 受験料請求書（協会との契約による自動引落しを利用している場合は除く）

(5) その他、受験に必要と認めた書類等

7. 受験料の納付

受験者は、協会より送付された請求書に記載の払込期日までに、受験料を納付しなければならない。ただし、協会との契約による自動引落としを利用している場合は、この限りではない。

8. 検定試験の準備

受験者は、検定試験実施日に次の準備を行わなければならない。

8.1 学科試験の準備

受験者は次の準備を行う。

- 1) 受験票
- 2) 筆記用具（鉛筆、消しゴム）

8.2 実技試験の準備

(1) 超音波探傷・測定実技試験

受験者は次の準備を行う。なお、試験に必要なノギス、スケール、磁石については検定委員会が準備する。

- 1) 受験票
- 2) 筆記用具（鉛筆、消しゴム）
- 3) 規定「表5 超音波探傷・測定実技試験で用いる超音波探傷器及び探触子」に定められた超音波探傷器、探触子等
- 4) 接触媒質
- 5) 斜め探傷治具（1W種、2種及び3種受験の場合）

(2) 外観検査実技試験

受験者は次の準備を行う。なお、試験に必要なノギス、SYゲージは検定委員会が準備する。

- 1) 受験票
- 2) 筆記用具（鉛筆、消しゴム）

9. 検定試験の実施

9.1 検定試験の手順

(1) 受付

- ①検定委員に受験票を提示する。
- ②ゼッケンを受け取り、着用する。

(2) 学科試験

- ①指定された会場及び座席への移動
- ②注意事項の説明
- ③試験開始
- ④試験終了

(3) 実技試験

- 1) 超音波探傷・測定実技試験
 - ①点呼（班毎に行う）
 - ②指定された会場及び座席への移動
 - ③注意事項の説明
 - ④試験開始
 - ⑤試験終了
- 2) 外観検査実技試験
 - ①点呼（班毎に行う）
 - ②指定された会場への移動
 - ③注意事項の説明
 - ④試験開始
 - ⑤試験終了

(4) 受験の終了

受験するすべての試験終了後、ゼッケンを返却する。

9.2 検定試験の注意事項

(1) 学科試験

- 1) 受験票、筆記用具以外の物は全て机の下に置く
- 2) 携帯電話の電源を off にする。
- 3) 受験票は机の上に置く
- 4) ゼッケンを着用する。
- 5) 試験中は携帯電話の電源を切る。
- 6) 一度試験会場の外に出た場合は、再び会場に入室することはできない。
- 7) 試験時間及び問題数は、規定「表 3 学科試験問題数及び時間と学科試験項目」による。
- 8) 遅刻は、試験開始後、10 分までとする。
- 9) 試験開始後 10 分より途中退場ができる。
- 10) 解答用紙を持ち帰った場合は失格となる。

(2) 超音波探傷・測定実技試験

別添の「超音波探傷・測定実技試験にあたっての注意事項（様式 2）」による。

(3) 外観検査実技試験

別添の「外観検査実技試験にあたっての注意事項（様式 3）」による。

10. 合否判定

合否判定は、規定に定める「14. 検定試験の合否判定」による。

11. 合否判定結果の通知

管理委員会は、検定試験実施日より 1 ヶ月以内に、受験者へ合否判定結果を通知する。

12. 適格性証明書の発行

規定に定める「16. 適格性証明書の交付」による。

1 3. 適格性証明書の再発行申請手続き

適格性証明書の再発行を申請する場合は、次による。

- (1) 氏名変更による申請の場合
 - 1) 適格性証明書再発行申請書 1通
 - 2) 保有する適格性証明書 1枚
 - 3) 戸籍抄本の写し 1通
- (2) 所在地変更による申請の場合
 - 1) 適格性証明書再発行申請書 1通
 - 2) 保有する適格性証明書 1枚
 - 3) 本人確認書類（住民票、運転免許証の写し、パスポートの写しのいずれか） 1通
- (3) 所属勤務先変更による申請の場合
 - 1) 適格性証明書再発行申請書 1通
 - 2) 保有する適格性証明書 1枚
 - 3) 旧所属勤務先退職証明書、旧所属勤務先専属下請解約届、新所属勤務先在職証明書のいずれか 1通
- (4) 損傷による申請の場合
 - 1) 適格性証明書再発行申請書 1通
 - 2) 保有する適格性証明書 1枚
- (5) 紛失による申請の場合
 - 1) 適格性証明書再発行申請書 1通

1 4. 実施細則の改正又は廃止

本実施細則の改正又は廃止は、検定委員会が発議し、要員認証運営委員会及び管理委員会の審議、承認後、理事会に報告しなければならない。

附 則

1. 本実施細則は、平成 21 年 11 月 17 日に改正し、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

改正記録表

改正	改正年月日	作成	審査	承認	改正内容
R 0	2008. 04. 18	検定委員会	管理委員会	運営委員会	制定
R 1	2008. 11. 06	検定委員会	管理委員会	運営委員会	規定改正に伴う改正
R 2	2009. 02. 23	検定委員会	管理委員会	運営委員会	規定改正に伴う改正
R 3	2009. 08. 27	検定委員会	管理委員会	運営委員会 管理委員会	規定間の整合及び外部 監査指摘への対応
R 4	2009. 11. 17	検定委員会	管理委員会	運営委員会 管理委員会	規定改正に伴う改正

運営委員会：要員認証運営委員会、管理委員会：要員認証管理委員会、検定委員会：鉄筋継手部検査技術

者技量検定委員会、上級経営管理者：経営管理者、品質システム管理者：管理者
<以下、空白>